

島田市放課後児童健全育成事業包括運營業務委託公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

本市では、放課後児童健全育成事業の包括運營業務を委託することにより、本市の立場に立って、本市が求める機能や諸条件等を的確に運営に反映し、円滑に業務を遂行させるとともに、利用者サービスの向上等、効率的かつ適正な運営を実現することを目的とする。

本実施要領は、本業務を受託する事業者を選定するにあたり、価格のみではなく業務実績、専門性、企画力、創造性を勘案し、総合的に判断して最適な事業者を公募型プロポーザル方式により選定するに当たり、参加要件、選定手続きその他必要な事項を定めるものである。

2 業務概要

(1) 業務名

島田市放課後児童健全育成事業包括運營業務委託

(2) 業務内容

別紙「島田市放課後児童健全育成事業包括運營業務委託仕様書」のとおり。

(3) 履行期間

① 契約期間 令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

② 準備期間 契約日の翌日から令和6年3月31日まで

(4) 予算規模

本業務に係る費用の上限は、596,064,939円以内とし、各年度の上限額は次のとおりとする。

令和6年度 197,252,415円

令和7年度 199,406,262円

令和8年度 199,406,262円

本業務に係る消費税及び地方消費税は、消費税法（昭和63年法律第108号）第6条第1項及び別表第1第7号に該当するため、非課税として取り扱う。

(5) 担当部署

島田市こども未来部子育て応援課

〒427-8501 島田市中央町1番の1（島田市役所本庁舎1階）

電話：0547-36-7159

Mail：kosodate@city.shimada.lg.jp

3 応募者の参加資格要件

島田市放課後健全育成事業包括運營業務委託公募型プロポーザル（以下「本プロポーザル」という。）の参加資格を有する者は、公募型プロポーザル参加表明書提出期限日時点（令和5年10月25日（水））において、次に掲げる要件を全て満たす者とする。なお、本市との契約締結までの間に、次に掲げる要件を一つでも満たさなくなった場合は、原則として参加資格を取り消すものとする。

(1) 法人格を有し、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）に関し、地方公共団体から業務を受託（指定管理者の指定を含む。）

又は当該事業を実施し、かつ、その業務を履行（実施）した実績があること。

(2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。

(3) 令和 5・6 年度島田市物品購入等入札参加資格者名簿に登録されていること。

※新たに入札参加申請をする場合、手続きに日数を要するため、事前に 2 (5) に掲げる担当部署へ連絡すること。

(4) 島田市入札参加制限等措置要綱（平成 19 年島田市告示第 159 号）に基づく入札参加資格停止措置を受けていないこと。

(5) 島田市暴力団排除条例（平成 24 年島田市条例第 31 号）に基づく入札参加排除措置を受けていないこと。

(6) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更正手続開始の申立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと。

(7) 納期限の到来している国税及び地方税（申告所得税又は法人税並びに消費税及び地方消費税をいう。）の未納がないこと。

4 評価項目及び評価基準

別表「審査基準表」のとおり

5 スケジュール

No	内 容	実施期間等
1	手続き開始の公告	令和5年10月5日(木)
2	現地見学申込書の提出期限	令和5年10月12日(木)
3	参加表明書の提出期限	令和5年10月25日(水)
4	質問受付期限	
5	質問に対する回答期限	令和5年10月30日(月)
6	業務提案書等の提出期限	令和5年11月10日(金)
7	一次審査(書類審査)	令和5年11月16日(木)
8	一次審査結果通知	令和5年11月22日(水)
9	二次審査(プレゼンテーション)	令和5年12月15日(金) 13時30分~16時00分(予定)
10	二次審査結果の公表及び通知	令和5年12月下旬
11	契約締結	令和6年1月下旬まで
12	委託開始に向けての事前調整・準備	令和6年3月31日まで

6 実施要領等の交付

(1) 交付資料

- ① 本実施要領
- ② 島田市放課後児童健全育成事業包括運營業務委託仕様書
- ③ 設計書
- ④ 各様式(様式1~様式9)

(2) 交付方法

上記の交付資料については、担当部署で直接受け取るか、島田市ホームページからダウンロードすること。

7 現地見学について

本プロポーザルに参加しようとする者は、現地見学を希望することができる。

(1) 日時

令和5年10月16日（月）～令和5年10月20日（金）（希望事業者と日程調整し、実施する。）

(2) 現地見学施設

No.	クラブ名（場所）	設置形態
1	金谷小学校区第1、第2放課後児童クラブ （島田市金谷根岸町33番地）	専用施設・余裕教室
2	川根小学校区放課後児童クラブ （島田市川根町家山396番地の1）	公共施設内借用室
3	島田第一小学校区放課後児童クラブ （島田市稲荷二丁目19番1号） （島田市伊太1314番地）※令和6年度のみ	余裕教室・専用施設・ワークスペース
4	島田第二小学校区放課後児童クラブ （島田市中溝町2372番地）	余裕教室
5	島田第三小学校区放課後児童クラブ （島田市南一丁目10番地の1）	専用施設・ワークスペース
6	島田第四小学校区第1・第2放課後児童クラブ （島田市中河町201番地）	専用施設
7	島田第五小学校区放課後児童クラブ （島田市旭二丁目25番地の1）	専用施設2棟
8	六合小学校区放課後児童クラブ （島田市道悦五丁目13番3号）	公共施設内専用施設
9	六合東小学校区第1・第2放課後児童クラブ （島田市東町1200番地）	専用施設2棟
10	初倉小学校放課後児童クラブ （島田市阪本1331番地）	余裕教室・ワークスペース
11	初倉南小学校放課後児童クラブ （島田市南原10番地）	余裕教室

(3) 留意事項

- ① 参加人数は1者につき2人までとし、施設間の移動は参加者の責任において行うこと。
- ② 施設間の移動に使用する自動車は、1者につき1台までとすること。
- ③ 見学希望の場合は、令和5年10月12日（木）までに(4)の書類を電子メールで提出すること。

(4) 提出書類

提出書類	様式	提出部数	
		正本	副本
現地見学申込書	様式1	1部	—

8 参加に係る必要書類の提出

本プロポーザルに参加しようとする者は、提出期限までに次の必要書類を提出すること。

(1) 提出期限

令和5年10月25日（水）17時まで（必着）

(2) 提出先

2(5)に掲げる担当部署

(3) 提出方法

持参又は郵送で提出すること。

※ 受付時間は、土曜日、日曜日、祝日等の市役所閉庁日を除く9時から17時まで

※ 郵送は10月25日（水）必着

(4) 提出書類

提出書類	様式	提出部数	
		正本	副本
公募型プロポーザル参加表明書	様式2	1部	—

9 質問の受付及び回答

本プロポーザルに関する質問は、参加表明書、業務提案書等の作成及び提出に関する事項並びに本業務に関する事項に限ることとし、評価及び審査に関する質問並びに提案内容に関する質問は受け付けない。

(1) 提出期限

令和5年10月25日（水）17時まで（必着）

(2) 提出先

2(5)に掲げる担当部署

(3) 提出方法

質問書（様式3）により、電子メールで提出すること。

なお、電子メールを送信した時は、その旨を電話にて連絡すること。また、電話やファックスの質疑応答は行わないので注意すること。

送信先：kosodate@city.shimada.lg.jp

(4) 回答方法

令和5年10月30日（月）までに、参加表明書を提出したすべての者に電子メールで回答するとともに、本市ホームページに掲載する。

10 業務提案書等の提出

(1) 提出期限

令和5年11月10日（金）17時まで（必着）

※参加表明書を提出した事業者であっても、提出期限までに業務提案書等を提出しなかった場合は、本プロポーザルへの参加を辞退したものとする。

(2) 提出先

2 (5)に掲げる担当部署

(3) 提出方法

持参すること。

※ 受付時間は、土曜日、日曜日、祝日等の市役所閉庁日を除く9時から17時まで

(4) 提出書類

提出書類	様式	提出部数	
		正本	副本
事業者概要書	様式4	1部	9部 (※2)
事業者の業務実績	様式5		
業務提案書	様式6及び 任意様式(※1)		
参考見積書	様式7		
参考見積内訳書	様式8		
納期限の到来している国税及び地方税に未納がないことを証明する書類	—	1部	—

※1 業務提案書については、クラブごとに人員の配置体制を明記するとともに、4に掲げる評価項目が表現されたものであること。また、様式6に添付する任意様式については、15枚以内(30ページ)とし、使用するフォントは12pt以上とすること。

※2 副本については、提出者が特定される会社名等の情報を削除すること。

(5) 提出資料作成上の注意事項

- ① 提案は、基本的な考え方を簡潔に記述すること。
- ② 各ページに通し番号を振ること。
- ③ 参考見積書(様式7)は、業務提案書の内容に基づき本業務の実施に必要な費用の総額を算出すること。
- ④ 参考見積内訳書(様式8)は、年度ごとに作成し見積りの項目を分かるように記載すること。
- ⑤ 書類を提出後に辞退する場合は、辞退届(様式9)を提出すること(参加表明書(様式2)を提出した後の辞退についても同様)。

11 業務提案事業者の選定

(1) 一次審査(書類審査)

「島田市放課後児童健全育成事業包括運営業務委託事業者選定プロポーザル審査委員会(以下「審査委員会」という。)において、別表「審査基準表」の【一次審査(書類審査)】の各項目を基準とした一次審査を実施し、要件を満たした者を業務提案事業者として選定する。

(2) 審査結果の通知

二次審査への参加の可否は、令和5年11月22日(水)17時までに、業務提案書を提出した者に対し電子メール及び郵送により通知する。

12 最優秀提案者の選定

(1) 二次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）

審査委員会で事業者を厳正かつ公正に評価するため、提出を受けた業務提案書等の審査及び面接を実施する。

二次審査の実施概要は以下のとおりとする。

項目	内容
① 実施予定日	令和5年12月15日（金） ※ 一次審査結果の通知で時間を指定する。
② 実施場所	島田市役所内会議室（島田市中央町1番の1）予定
③ 実施方法	<ul style="list-style-type: none">・ 1者につき40分（説明20分以内、質疑20分程度）・ プレゼンテーションは、提出された業務概要書及び業務提案書に基づき行うものとし、追加提案や追加資料の提出は認めない。・ プレゼンテーションにおいて、二次審査提出書類の内容に関するスライドを投影して説明することができる。この場合において、二次審査提出書類の内容を要約したものを投影することは認めるが、二次審査提出書類に記載のない事項を投影することは認めない。なお、プロジェクター及びスクリーンは本市で用意し、操作端末は業務提案事業者が用意することとする。・ ヒアリングは、事前に提出された書類を用いて行うこととし、提出期限後の差し替え、追加資料の提出及び提出された業務概要書及び業務提案書に加筆することは不可とする。・ 出席者は、3名以内（スライドを投影するためのパソコンの操作者を含む。）とする。・ ヒアリングの時間及び場所等の詳細は、業務提案事業者に別途通知する。

(2) 審査及び選定

審査委員会においては、別表「審査基準表」の二次審査の評価項目により採点し、評価点が最も高い者を最優秀提案者として選定する。また、評価点の合計点が2番目に高い者を次点者とする。

評価点が最も高い者が複数ある場合は、同点の者を比較して「管理運営」の評価の高い順に順位をつけるものとする。その結果で選考できない場合、「特筆すべき事項」「実施体制」「見積価格」の順で順位づけするものとする。次点者の選考についても、同様の順位付けをするものとする。なお、全ての業務提案事業者に対し、文書により選定結果を通知する。

合計点数の6割を最低基準点と定め、最低基準点に満たない場合は最優秀提案者又は次点者として選定しないものとする。

なお、参加事業者が1者の場合でも、本プロポーザルは成立するものとする。

(3) 結果の公表

審査委員会における審査及び評価の結果については、最優秀提案者及び次点者のみ本市ホームページで公表するとともに、業務提案事業者すべてに通知するものとする。

(4) 契約締結交渉

市は、審査委員会において最優秀提案者に選定された者を受託候補者として契約交渉を行う。なお、

契約交渉が不調となったときは、次点者と契約交渉を行うこととする。

13 失格事項

- (1) 本プロポーザルの応募者（以下「参加者」という。）が、次のいずれかに該当する場合は失格とする。
 - ① 本プロポーザルの手続きの過程で、「3 応募者の参加資格要件」の規定に抵触することが明らかとなったとき。
 - ② 二次審査に出席しなかったとき。
 - ③ 次のいずれかの行為をしたとき。
 - ア 審査委員会委員に対して、直接・間接を問わず故意に接触を求めること。
 - イ 他の参加者と応募内容又はその意図について相談すること。
 - ウ 最優秀提案者の選定終了までに、他の参加者に対して応募内容を意図的に開示すること。
 - ④ その他審査委員会又は本市が不適格と認めたとき。
- (2) 応募者が書類を提出するに当たり次のいずれかに該当する場合は、失格とする。
 - ① 書類の提出方法、提出先及び提出期限が本要領に適合していないとき。
 - ② 書類の作成形式等が本要領に適合していないとき。
 - ③ 書類に事実と反する記載をしたとき。ただし、真にやむをえない事由があると市が認める場合はこの限りではない。
 - ④ 見積書に記載した金額が2(4)に掲げる予算規模を超過しているとき。
 - ⑤ 業務提案書等の提出期限後に参考見積書の金額を訂正したとき。
 - ⑥ その他審査委員会又は本市が不適格と認めたとき。

14 契約について

契約内容及び仕様については、受託候補者の選定後、業務提案書等の内容をもとに本市と詳細を協議するものとする。その場合、協議が整い次第、速やかに契約の手続きを行うものとする。

なお、契約の際には、改めて見積書を提出するものとする。その際には、仕様書の内訳見積書の提出を求めるものとする。

15 その他

- (1) 書類等の作成に用いる用語、通貨及び単位は、日本語、日本通貨、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とし、説明文は平易な表現に心がけること。
- (2) 提案は1者につき1提案限りとする。
- (3) 提出後の書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (4) 提出書類は返却しない。
- (5) 提出書類等の著作権は、本市に帰属することとする。ただし、本市と契約を締結しなかった提案者が提出した書類の著作権については提案者に帰属するものとする。
- (6) 書類の作成、提出及びその説明、二次審査等に係る費用は参加者の負担とする。
- (7) 本プロポーザルの応募を取り下げる場合は、事由発生後速やかに文書で本市に通知すること。

- (8) 本プロポーザルに係る提出書類は、島田市情報公開条例（平成 17 年島田市条例第 15 号）に基づく公開請求があった場合、原則として公開の対象となる。ただし、公開することで、その者の権利、競争上の地位その他利益を害すると認められる情報は非公開となる場合があるので、この情報に該当すると考える部分がある場合には、あらかじめ文書により申し出ること。なお、本プロポーザルの受託候補者選定前において選定に影響が出るおそれのある情報については、選定後の公開とする。
- (9) 質問への回答並びに、二次審査における受託候補者からの提案及び回答は、島田市放課後児童健全育成事業包括運營業務委託仕様書に含まれるものとする。
- (10) 島田市放課後児童健全育成事業包括運營業務委託仕様書は、本プロポーザルの公告の時点における本業務に対する本市の考えをまとめたものであり、契約締結前に本市と受託候補者の双方が協議の上、内容を確認し変更できるものとする。

16 問い合わせ先

島田市こども未来部子育て応援課

〒427-8501 島田市中央町 1 番の 1（島田市役所本庁舎 1 階）

電話：0547-36-7159

Mail：kosodate@city.shimada.lg.jp

別表「審査基準表」

【一次審査（書類による形式審査）】

確認項目	確認内容
参加資格	・要領3の応募者の参加資格要件を満たしているか
提出書類	・提出書類に不足がなく、本要領に示した要件を満たしているか
見積価格	・見積価格は上限額の範囲内か

【二次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）】

評価項目	評価内容	配点	書類
経営方針	・会社の経営方針、経営理念を理解して、放課後児童健全育成事業に取り組んでいるか	10	A4
運営実績	・業務の受託実績（受託年数、受託クラブ数）	20	様式5
応募動機等	・応募した動機及び放課後児童健全育成事業の受託姿勢	10	A4
管理運営	・放課後児童健全育成事業運営の安定したサービス水準及び実施方針 ・事故発生時の対応、予防の体制、苦情処理 ・支援員の安定的な確保及び選考方法、配置計画 ・支援員の教育及び研修体制 ・支援員の給与及び福利厚生 ・法令順守の考え方 ・個人情報の保護及び職務上知りえた秘密の漏洩防止に関する考え方	100	A4
実施体制	・契約締結後から委託業務開始までの流れ ・保護者との連携、交流の取り組み ・学校、地域との連携の取り組み ・施設及び支援員に対する巡回指導	50	A4
特筆すべき事項	・委託による業務の効率性 ・事業者と支援員とのコミュニケーション ・島田市の地域経済への貢献 ・その他特筆すべき提案	50	A4
見積価格	・見積価格がどの程度低く設定されているか	10	様式7
計		250	全15枚以内